



2023年4月8日(土)、家族想いの資産承継セミナーを開催しました。第1部では、税理士法人深代会計事務所 副所長 横山税理士より、『税制改正と今後の贈与の考え方』、第2部では、財産ドックアドバイザー 早川より、『家族の幸せにつながる遺言』についてお話しさせていただきました。本誌ではセミナーの内容を凝縮してお伝えします。(第1部でお話したNISA・インボイス・相続土地国庫帰属制度については次号以降で解説します)

〈第1部〉『税制改正と今後の贈与の考え方』

◆ 贈与の大改正

現在の税制

【暦年課税】

贈与時： $(\text{贈与額} - 110\text{万円}) \times \text{贈与税率} = \text{贈与税額}$

相続時：相続開始3年以内の贈与財産は、相続財産に加算する。

【相続時精算課税】

贈与時： $(\text{贈与額} - 2,500\text{万円}) \times 20\% = \text{贈与税額}$

相続時：贈与額累計を相続財産に加算する。

改正後の税制

〈生前贈与が7年加算に変更〉

令和6年1月1日以降に受けた贈与について、生前贈与の加算期間が、3年後の令和9年1月1日より順次延長される



※延長4年間に受けた贈与については **総額100万円** までは相続財産に加算しない

○ 7年加算の対象となる人は？

→ 相続または遺贈で財産を取得した人

〈対象外〉・相続人だけ相続財産を受け取らない人

・遺贈で財産を受け取らない孫や子どもの配偶者

中面に続く →

◆ 改正後の相続対策まとめ

- 相続対象外の人へ贈与する。(子の配偶者や孫など)
- 令和5年度中に駆け込み贈与する。
- 贈与の特例を活用する。

教育資金贈与 - 令和8年3月31日まで **3年延長**

結婚・子育て資金贈与 - 令和7年3月31日まで **2年延長**

- ・ 受贈者の父母や祖父母から30歳以下の子や孫などへ、**受贈者1人につき1500万円まで**教育資金として非課税で一括贈与が可能。ただし、受贈者名義の信託口座の開設が必要。
- ・ 子を扶養する義務が親にあるが、広い意味でいえば祖父母も扶養する義務がある。祖父母が孫の教育資金として子の銀行口座にお金を振り込むと、子への贈与とみなされるので、直接孫の学校に支払うなどするのが○。
- ・ 親や祖父母から18歳以上50再未満の子や孫へ、**受贈者1人につき1000万円(結婚に関する支払いはうち300万円)まで**、将来結婚や子育てに使うお金を非課税で贈与できます。

〈第2部〉『家族の幸せにつながる遺言』

◆ 相続税申告の現状 (名古屋国税局発表の令和3年分相続税事績)

①	被相続人数(死亡者数)	162,728人	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	19,359人	相続人の数 平均2.2人
③	課税割合(②/①)	11.9%	
④	相続税の納税者である相続人数	43,170人	
⑤	課税価格	25,120億円	
⑥	税額	2,941億円	
⑦	被相続人1人当たり	課税価格(⑤/②)	12,976万円
⑧		税額(⑥/②)	1,519万円

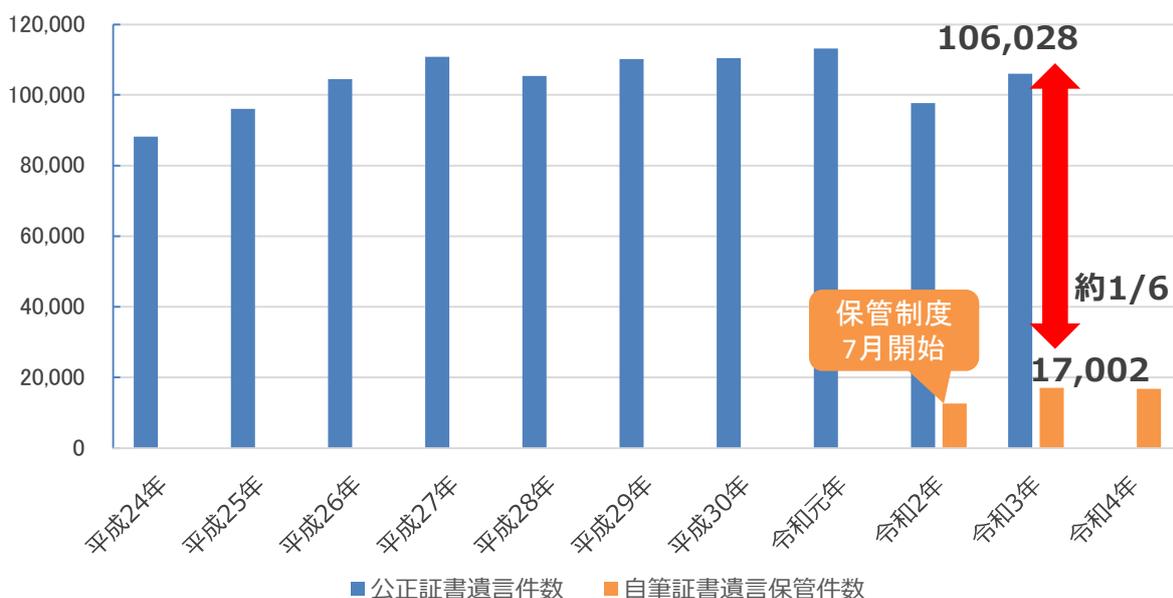
**相続人
1人当たりの
納税額
約690万円**

690万円の相続税、相続財産の中の現金やすぐに現金化できる有価証券があればすぐに相続税を納めることができますが、もし不動産しかなかったとしたらどうなるでしょうか？

相続税がかかるのかかからないのか？ かかるとしたらどのように相続税を支払うのか、相続発生前に準備しておくことが肝要です。

◆ 遺言作成の現状

公正証書遺言件数と自筆証書遺言保管件数



自筆証書遺言の法務局での保管は、公正証書遺言と比較して手数料が安く済みますが、法務局は〈本文が自筆されているか〉〈署名捺印されているか〉〈日付が記載されているか〉この3点の形式をチェックしているだけで、遺言書の内容に不備があっても指摘することはありません。いざ遺言書を開封してみたら相続人がモメるという可能性があります。

そうした理由から、財産ドックでは公正証書遺言の作成をオススメし、作成のお手伝いをさせていただきます。

◆ 遺言を作成する前に



相続で家族がもめないようにしておきたいという方は、遺言を作成する前に、まず、財産の棚卸しと、資産を遺す方・受け継ぐ方双方で考え方や想いを共有することをオススメします。別紙『財産棚卸しシート』と『幸せ家族シート』をご活用いただけましたら幸いです。

無料個別相談のご案内

対面相談 もしくは Zoomを利用したオンライン相談を行っております。課題やこの先起こりうるリスクなどが明確でない方も、お話しする中で明確になってくることもあります。資産について心配なこと・モヤモヤしていることがありましたら、財産ドックの無料個別相談をご活用ください。

ご家族みなさんにとってよりよい選択ができるよう、お一人で悩まずお気軽にご相談ください。

